

障 福 第 4 8 3 号
障 福 第 1 0 7 7 号
令 和 7 年 6 月 1 7 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)
金沢市福祉健康局障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年4月及び5月分。以下「旧3加算」という。）及び福祉・介護職員等処遇改善加算（令和6年6月以降分。以下「新加算」という。）（旧3加算と新加算を併せて以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」という。）につきましては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末までに、実績報告書を提出していただく必要がありますので、下記のとおり提出願います。

また、福祉・介護職員の賃金改善に要した費用の総額が、加算額を下回った場合には、当該年度に算定した福祉・介護職員処遇改善加算等の全額を返還していただくことになりますので、事業者の皆様におかれましては、加算額が有効に福祉・介護職員等の賃金改善に充当されているか、今一度ご確認をお願いいたします。

※原則、電子メールでの提出をお願いします。

記

1 実績報告書の提出が必要な事業所

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出を石川県又は金沢市に提出した事業所又は施設

2 提出書類

- ・別紙様式3-1, 3-2, 3-3
- ・別紙様式5（該当がある場合）

※令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の実績報告書は一体の様式となっております。

※積算根拠の提出は不要です。事業所等は根拠資料について適切に保管の上、県又は金沢市から指示のあった場合、速やかに提出してください。

様式については以下のホームページに掲載しています。

(石川県)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/jiritsushienfukushi/syoguukaizen.html>

(金沢市)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/gyomuannai/3/6/9316.html>

3 提出期限

令和7年7月31日(木)

(ただし、令和6年度処遇改善加算等を算定する最後のサービス提供月についての事業所への加算の支払いが令和7年6月になる場合は、令和7年8月29日(金)まで。)

4 関係告示等

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日障障発0326第4号)

5 提出方法 **【重要】**

電子メールにて【メールの件名】及び【実績報告書ファイルの名前】を
(法人種別+会社名) R6年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書にしてご提出ください。

⇒例：(株式会社イシカワ) R6年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書

※他のメールとの混同を避けるために、必ず電子メールは指定された件名でご提出ください。

6 提出先

(1) 金沢市内の事業所 … 金沢市

[メール]

syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

(2) 金沢市外の事業所 … 石川県

[メール]

shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

※事業所・施設を複数有する法人(金沢市内と市外に事業所等を有する場合に限る。)であって、法人が一括して届出を行う場合には、石川県に届出を行ってください。

※原則、電子メールでの提出をお願いします。電子メールでの提出が難しい場合はご相談ください。

(事務担当)

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ
TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429
メール: shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

(事務担当)

金沢市福祉健康局 障害福祉課
事業者管理係
TEL:076-220-2018 FAX:076-232-0294
メール: syoufuku@city.kanazawa.lg.jp